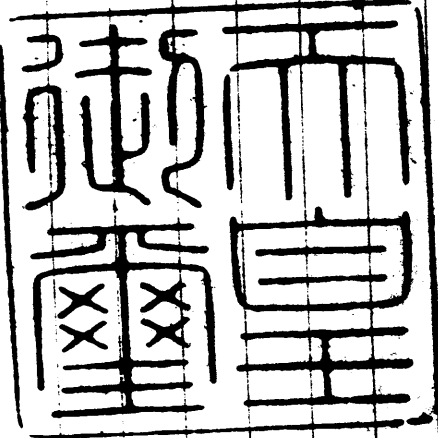


勅令第三百四號

職權密顧問ノ諮詢ヲ經テ通信院官
制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

裕仁



昭和二十年五月十八日

内閣總理大臣男爵

運輸通信大臣

鈴木貫太郎

小日山五登

片 尾

勅令第三百四號

運輸官制

第一條 運輸省ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ郵便、電氣通信、郵便為替、郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金及此等ノ附帯業務並ニ年金庫給ノ支給其ノ他國庫金ノ受入拂渡ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 運輸省ニ總務官房及左ノ大局ヲ置ク

總務局

業務局

工務局

通信監督局

内
閣

貯金保險局

電波局

第五條 總務官廳ニ於テハ人事、文書及行政考査ニ關スル事務
並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

第六條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 所管行政ニ關スル綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合
調整ニ關スル事項
- 二 算算、決算並ニ會計及其ノ監査ニ關スル事項
- 三 國有財産及物品ニ關スル事項
- 四 職員ノ給與、厚生及養成ニ關スル事項
- 五 通信博物館ニ關スル事項

第五條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便及其ノ附帯業務ニ關スル事項

二 電氣通信及其ノ附帯業務ニ關スル事項

三 國營電氣通信株式會社ニ關スル事項

第六條 工務局ニ於テハ通信施設ノ建設及保存ニ關スル事務ヲ
掌ル

第七條 通信監督局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便及電氣通信ノ檢閲ニ關スル事項

二 電波ノ監視ニ關スル事項

第八條 貯金保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便爲替、郵便貯金及此等ノ附帯業務ニ關スル事項

醫官補

專任二十五人

列任

調劑官補

專任十五人

列任

馬補

專任五千九十四人

列任

第十一條 前條ノ職員ノ外通信員ニ通信手ヲ設ケ列任官ノ待遇トス

第十二條 總裁ハ國務ヲ總理シ所屬ノ職員ヲ指揮監督シ列任官

以下ノ進退ヲ專行ス

第十三條 次長ハ總裁ヲ佐ケ國務ヲ掌理ス

第十四條 局長ハ總裁ノ命ヲ承ケ國務ヲ掌理ス

第十五條 海軍官ハ總裁ノ命ヲ承ケ海軍ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十七條 檢閱官ハ上官ノ命ヲ承ケ郵便若ハ電氣通信ノ檢閱又ハ電波ノ監視ニ關スルコトヲ掌ル

第十八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ醫務ヲ掌ル

第二十條 調劑官ハ上官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル

第二十一條 馬及馬補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十二條 檢閱官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ郵便若ハ電氣通信ノ

檢閱又ハ電波ノ監視ニ關スルコトニ從事ス

第二十三條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十四條 醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ從事ス

内

第二十五條 國庫官補へ上官ノ指揮ヲ承ケ國庫ニ從事ス

第二十六條 通信手へ上官ノ指揮ヲ承ケ事務又ハ技術ニ從事ス

第二十七條 及前項ニ規定スルモノノ外通信手ニ關スル規程ハ總
裁之ヲ定ム

第二十七條 第十條及第十一條ノ職員ノ外郵便若ハ電氣通信ノ
檢閲又ハ電報ノ取扱ニ關スルコトヲ掌ラレムル爲内閣總理大

臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ檢閲官ヲ
命ズルコトヲ得

第二十八條 通信院ニ海底線工事事務所ヲ置キ海底線ノ建設及
保守工事ヲ掌ラレム

第二十九條 通信院ニ工作所ヲ置キ通信用機器ノ工作ヲ掌ラレ

ム

工作所長ハ技術ヲ以テ之ニ充ツ

第三十條 總裁ハ必要ト認ムル地ニ電氣通信建設事務所ヲ置キ
電氣通信施設ノ建設ニ關スル事務ヲ分掌ヒレムレコトヲ得

電氣通信建設事務所長ハ技術ヲ以テ之ニ充ツ

第三十一條 總裁ハ必要ト認ムル地ニ貯金保險局ノ支局ヲ置キ
貯金保險局ノ事務ヲ分掌ヒレムレコトヲ得

支局長ハ書記官又ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

